

新連載 相続届による預金名義変更手続き



父の相続預金の名義変更を希望しています。遺言書の有無を確認したところ、遺言書はなく、現在のところ、遺産分割協議書も作成していません。このような場合、どのような書類を提出すれば預金名義変更手続きが可能でしょうか。

相続・贈与の手続き&アドバイス

株式会社SBL 税理士 八木正宣

相 続税の基礎控除の引下げが平成27年1月より施行されます。団塊世代の高齢化も相まって、今後は相続・贈与手続きの増加が見込まれるところです。本連載では、相続・贈与の手続きの実務で取り扱う書類を参照しながら、相続・贈与に関する基礎知識を解説していきます。

第1回は、相続預金の名義変更です。中でも遺言書がなく、遺産分割協議書も作成していない場合の、各金融機関所定の「相続届（名称は各金融機関で異なる。ここでは相続届に統一）」を取り上げ、手続きの基本を解説します。

遺産分割協議書がない場合所定の相続届で手続き

遺産相続とは一般的に、亡くな

った人の財産を遺族が受け継ぐことをいいます。亡くなった人を「被相続人」といい、遺産を受け取る人を「相続人」といいます。よく使う用語ですので覚えておきましょう。

相続人が複数いる場合には、すべての遺産は相続人全員の共同管理下に置かれ、遺産分割が決定されるまで、勝手に遺産を処分することはできません。

金融機関としては、預金者が死亡したことが分かった場合、その預金者の預金口座から払戻しができないようにすぐに処理します。相続が発生したことを知りながら放置した場合、遺産が不当に減少し相続分が減少したことについて、特定の相続人から責任を追及されるおそれがあります。

ただし、遺族の生活費、葬儀費用の捻出等の必要性がある場合には、遺族からの申し出により、社会通念上の範囲内で相続預金の払戻しが各金融機関の判断のもと認められています。

遺産分割の手続きは、相続人全員がどの財産を誰が相続するか、

話し合って決めます。この話し合いを「遺産分割協議」といい、その合意内容を書面にしたものが「遺産分割協議書」です（遺産分割協議書については次回以降に取り上げる予定）。

遺産分割協議書が作成されている場合には、その内容に従って相続預金の名義変更等を行います。ただし、わざわざそのような書面を作成するケースは多くありません。

そこで、遺産分割協議書が作成されていないケースでは、金融機関所定の「相続届（サンプル）」を用います。この文書は、金融機関が独自に様式を定めているものです。およそ被相続人や相続人に関する事項、金融機関内の財産をどのように相続するか等を記載したもので、相続人全員の署名と実印の押印が必要とされています。

この書面の提出があり、被相続人の出生から死亡までの戸籍謄本および相続人の現在戸籍までの戸籍謄本（相続人がほかにいないか確認するための書類）、相続人全員の印鑑証明等を添付し、相続届

サンプル 相続届（一例）

(遺産分割後払戻・名義変更用)

平成 26 年 4 月 1 日

近代銀行中央支店 御中

被相続人 おとこ

東京都中野区中央1丁目13番地9

おなまえ

近代 太郎

1. 相続預金の明細

種類	口座番号(等)	元金金額(円)	手続区分	承継人(変更後の名義)	備考
定期預金	XXXX	5,000,000	払戻 名義変更	近代 花子	

2. 払戻金・預金通帳（証書）のお受取方法
(いずれかに○を付けてください。)

次の承継人名義口座に振込んでください。

承継人	金融機関名	取引店名	預金科目	口座番号

他行宛振込手数料は振込金より差し引いてください。また 領収書は提出しません。

相続預金の受取方法が払戻し、名義変更のどちらであるかを確認

取引店で代

承継人宛

取引店で預金通帳等を受領します。

3. 通帳・証書等の喪失

上記預金の通帳・証書等のうち、下記物件の所在が不明でこれらを提出できません。今後、下記物件は無効であることはもちろん、万一発見した場合はただちに実行に返却します。

喪失物件	種類	口座番号
通帳・証書・キャッシュカード(本人・代理人)		
通帳・証書・キャッシュカード(本人・代理人)		

上記の被相続人は平成 26 年 3 月 15 日死亡し、同人が預け入れた右記預金は（相続人一同の協議・家庭裁判所の審判・同人の遺言）により右記のとおり相続することになりましたので、右記のとおり預金を払戻しまたは預金名義を変更してください。

後日、この件に関し私ども以外の者が権利を主張した場合は、私どもが連帯して責任を負い、貴行にはご迷惑をかけません。

相 続 人 おとこ

東京都中野区中央1丁目13番地9

(続柄 妻) おなまえ

近代 花子

(実印)

相 続 人 おとこ

東京都杉並区東西1丁目2番3

(続柄 子) おなまえ

近代 明美

(実印)

相 続 人 おとこ

相続人全員の署名と実印の押印があるかどうかを確認

(続柄)

(実印)

が正当なものであるかどうかを検証した後に相続預金の名義変更等を行います。

相続人特定・相続分確定後 相続預金の取扱いを検討

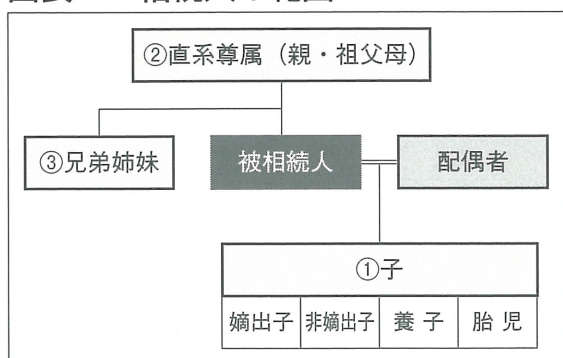
遺産相続の手続きを進めていく

うえでまず重要なことは、遺産相続の権利がある人（相続人）が誰であるのか特定し、各々の相続分を確定させることです。

被相続人の遺産は、遺族が自由に分割できるといえるものではありません。まず、被相続人の遺志が

尊重されます。その遺志は「遺言書」という形で表されます。被相続人は遺言書で自由に自分の財産を特定の誰かに渡すことができず（遺言書についても次回以降に取り上げる予定）。遺言書がなければ、民法に定める相続人が遺産

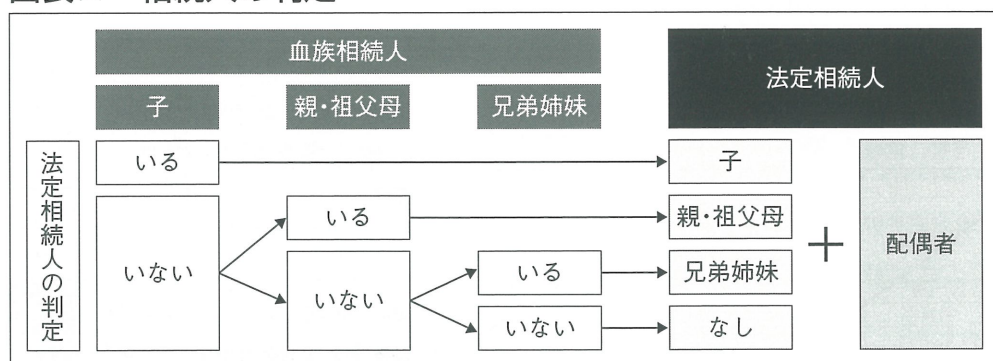
図表1 相続人の範囲



※ …配偶者相続人 …血族相続人

相続をする権利者となります。民法では、被相続人の「配偶者」および「血族相続人」が相続人であると定められています（図表1）。被相続人と同居しているも、生活の面倒をみていたとしても、相続人に該当しなければ遺産相続の権利はありません。それぞれについて詳しく解説します。まず「配偶者」は、どんなケースでも相続人となります。配偶者とは、婚姻届を提出している場合の法律上の配偶者をいいます。現在の日本の法律では、内縁の妻、つまり婚姻届を出していない妻には内縁の夫の遺産を相続

図表2 相続人の判定



※子と兄弟姉妹には代襲相続人を含む

する権利が認められていません。婚姻届を提出している妻だけが、配偶者として夫の相続権を有することになります。また、相続開始の前に離婚した過去の配偶者（前妻等）には相続権はありません。次に「血族相続人」ですが、す

べての血族が相続できるわけではなく、相続する順位が決められています。まず、子がいれば子が相続人となり、子がいない場合には直系尊属（親・祖父母等）、子も直系尊属もない場合には、被相続人の兄弟姉妹が相続人となります。相続順位の異なる者が同時に相続人となることはありません（図表2）。

また、子・兄弟姉妹が被相続人よりも先に死亡している場合には、その死亡した子・兄弟姉妹の直系卑属（子・孫・曾孫）が相続人となります。これを代襲相続といえます。代襲相続は、子については無制限に、兄弟姉妹の場合には1回のみ認められています。相続預金の名義変更手続きの際

には、その店舗に存在する被相続人の財産を洗い出し、記載漏れがないかどうか確認します。預金のほか投資信託や借入金・ローン、出資金などが残っていることもあるからです。

通帳・預金証書、キャッシュカードの提出を求め、これらの廃止手続きをとります。通帳・証書等が見つからない場合は、喪失届などの提出を求めます。貸金庫の契約があれば、その名義変更または解約手続きを求めましょう。

相続預金の相続人への承継には、払戻しと名義変更の2つの方法があります。相続人の側に立って、ペイオフ対策や効果的な資産運用などをアドバイスしましょう。

今回のポイント

- ・遺産分割協議書がない場合、相続届を提出してもらう。ここには相続人全員の署名・実印が必要
- ・店内の被相続人の財産についてすべて洗い出して、相続届の内容に応じて名義変更等を行う



BB